

今後の流木対策の進め方

流木による被害を減少させるため、砂防事業として以下の流木対策を強力に推進

新設砂防堰堤

- 砂防基本計画策定指針(土石流・流木対策編)における流木対策について、土砂とともに流出する流木等を全て捕捉するために、透過構造を有する施設(例えば、透過型砂防堰堤、流木捕捉工)を原則設置する改訂を行った(平成28年4月)。
- 流木等を確実に捕捉するため、透過構造を有する施設の設置を推進する。

既設砂防堰堤

- 既設の不透過型砂防堰堤について、流木の捕捉効果を高めるための改良を行う。特に多量の流木の流出が想定される流域など下流への被害の拡大が懸念される流域において、流木捕捉工の設置を行う等、流木の捕捉効果を高めるための既設堰堤の有効活用を積極的に進める。

流木の捕捉効果が高い透過構造を有する施設



透過型砂防堰堤(熊本県小国町)



流木捕捉工(兵庫県宍粟市)



流木捕捉工(大分県中津市)